

手数料一覧表(食品衛生関係)

令和3年6月現在 (単位:円)

種別	新規	継続	種別	新規	継続
飲食店営業	19,200	14,400	冰雪製造業	25,200	18,900
臨時飲食店営業 (有効期間が6箇月以内のもの)	14,400	—	液卵製造業	25,200	18,900
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	11,600	8,700	食用油脂製造業	25,200	18,900
食肉販売業	11,600	8,700	みそ又はしょうゆ製造業	19,200	14,400
魚介類販売業	11,600	8,700	酒類製造業	19,200	14,400
魚介類競り売り営業	25,200	18,900	豆腐製造業	16,800	12,600
集乳業	11,600	8,700	納豆製造業	16,800	12,600
乳処理業	25,200	18,900	麺類製造業	16,800	12,600
特別牛乳搾取処理業	25,200	18,900	そうざい製造業	25,200	18,900
食肉処理業	25,200	18,900	複合型そうざい製造業	25,200	18,900
食品の放射線照射業	25,200	18,900	冷凍食品製造業	25,200	18,900
菓子製造業	16,800	12,600	複合型冷凍食品製造業	25,200	18,900
アイスクリーム類製造業	16,800	12,600	漬物製造業	16,800	12,600
乳製品製造業	25,200	18,900	密封包装食品製造業	25,200	18,900
清涼飲料水製造業	25,200	18,900	食品の小分け業	16,800	12,600
食肉製品製造業	25,200	18,900	添加物製造業	25,200	18,900
水産製品製造業	19,200	14,400			

※ふぐ処理業認証 新規	7,800	食鳥処理の事業の許可手数料	22,800
” 更新	5,900	” 変更手数料	12,000
” 再交付	2,800	” 確認規定認定手数料	6,600
” 書換え交付	2,200	” 確認変更認定手数料	2,800

※京都府ふぐ条例が適用される施設に限る

証明願	350
-----	-----